

## 各戸検針について

各戸検針を適用するには、所有者や管理会社からの申請が必要です。

各戸検針を適用するには、次の適合要件を全て満たす必要があります。

### 【各戸検針の適合要件】

- 受水槽を設置している2戸以上の共同住宅であること。
- 親メーターから給水する全てを住宅用として使用していること。（※建物の一部をお店などの営業用として使用している場合（雑居ビル）は、松山市公営企業局が検針するメーターを住宅用とは別に設置し、親メーターから給水される全てを住宅用にしてください。）
- 松山市公営企業局が指定する仕様のメータユニットを各戸、管理人室及び共用施設に設置していること。
- 松山市公営企業局へ各戸検針及び給水装置工事の申請をして、工事施工後に検査を受け合格すること。

### 【問い合わせ先】

- 制度・申請についてのお問い合わせ  
上下水道サービス課 給水装置担当 電話：089-948-6528

### ■各戸検針とは

松山市公営企業局が各戸メーター（戸別の使用水量を計量する松山市公営企業局のメーター）を検針し、その使用水量に応じた水道料金等を松山市公営企業局から入居者へ請求します。

